

質問要旨 内部統制を推進する部署はどこか。方針等の公表はいつどのような形で行われるのか。現在の進捗状況は。

---

### 答弁要旨

内部統制制度につきましては、行政管理課が担当し、今年度中に内部統制制度を策定し、その方針を公表いたします。また、来年度以降に、内部統制制度の構成要素となるアウトソーシングのモニタリングや施策評価等の各制度の検証、評価を行った後、報告書を策定する方向で現在、検討を進めているところでございます。

以上

(医務監答弁)

別府議員 1002 作成部局 健康福祉局 No.1

質問要旨 動物愛護推進員には何名の応募があり、何名の方が選ばれたか。また前回と違い、面接審査もされているが、前回と違う選定基準を教えてください。

---

### 答弁要旨

今回の動物愛護推進員の募集には 18 名の応募があり、現在審査中でございます。

また、今議会の一般質問初日にもお答えしましたとおり、動物愛護推進員の皆様には、法の理解や専門知識、現場でのスキルと同時に、動物愛護センターと一致連携してチームとして取り組んでいただくことを求めています。

そのため、選定基準に「センター活動への協力実績がある方、もしくは推進員活動を適正に行うための資格等をお持ちの方」といった項目を追加したところであり、選定にあたりましては、地域の実情に精通した方や、指導力・行動力を備えた方などにも留意しながら、進めてまいりたいと考えています。

以上

別府議員 1003 作成部局 資産統括局・都市整備局 No.1

質問要旨 ①危険度の高い空家の定義は。

②固定資産税の軽減措置除外を行うまでの過程は。

③それによるどのような効果が空家減少に繋がるのか。

---

### 答弁要旨

①危険度の高い空家の敷地にかかる固定資産税等の軽減措置を除外する取組については、居住の実態がなく、住宅として必要な管理を怠っている場合で、主に柱、屋根、壁などの主要構造部に破損が見られ、住宅としての機能が損なわれている家屋は住宅として認定せず、その敷地について、住宅用地特例の適用を除外しようとするものです。

②この取組の実施にあたっては、客観的な住宅判定基準を制定した上で、不良度が高い住宅空家を対象に現地調査を実施し、適用除外対象と認定した空家について、土地及び建物所有者に対して通知を行い、期日までに管理不全状態が解消されない場合は適用除外とすることとしております。

(次ページへ続く)

なお、この取組の詳細につきましては、近々に、議会へも、ご説明させていただきます。

③この取組により、空家を除却せずに残すことで固定資産税等の住宅用地特例が適用されるというメリットがなくなるため、空家の除却につながることや、こういった取組を周知することで、今後、管理不全状態の空家の放置が抑制され、さらには空家の適正管理が促進されるなどの効果が期待できると考えております。

また、適用除外の対象となった空家がさらに放置されることがないように、制度運用開始に合わせ、相談体制を充実させ、除却補助や専門家の紹介など所有者への支援を行うなど、庁内一体となって空家対策に取り組むことで、空家の減少につなげてまいりたいと考えております。

以上

質問要旨 住農混在地での「自然が身近に感じられる環境」を地域住民等によって守り育てることについて、本市ができることは何か。その環境を失うことがないようにするために、尼崎市住まいと暮らしのための計画の取組や農業施策はどのように考えるか。

---

### 答弁要旨

本市のような都市部にある農地は、市民が身近に自然と触れ合える貴重な空間であり、農業体験や交流活動の場となるほか、災害時における防災空間としても重要な機能を果たしております。

特に住農混在地での生活は、四季折々の移ろいなど、自然の恵みを体感することができ、その住民の暮らしに潤いをもたらすことができます。また、尼崎市住まいと暮らしのための計画でも、農業や食育を日常で体験しながら子どもを育てられる住宅地が実現できることも住農混在地の魅力の一つと考えております。

(次ページへ続く)

そのため、今後とも農業者に対しまして、農地を保存活用するため、市民農園の開設や、新たな担い手への貸し付けの手法を周知するとともに、本年度から開始いたしました「都市農業活性化推進事業」等の農業施策に取り組み、農業者の営農を支援することで、貴重な農地の保全に努め、住農混在地での「自然が身近に感じられる環境」を守り育ててまいりたいと考えております。

以上

質問要旨 尼崎版内部統制制度を作る目的は何か。

答弁要旨

地方自治法上の内部統制は、主として、財務に関する事務の管理と執行が法令に適合し、かつ、適正に行われることを確保することを目指すものであり、この最終的な目的は本市においても同様です。

一方、尼崎版の内部統制制度におきましては、監査委員からもご指摘いただいておりますとおり、財務に関する事務のような「ハードな統制」にこだわることなく、現在構築中であるアウトソーシングにかかるモニタリング制度や施策評価をはじめとする既存の取組など、本市の様々な取組にリンクした形で、リスク管理やマネジメントにかかるシステムの全体像を「見える化」することを目指しております。

(次ページへ続く)

構成要素となる各制度の趣旨、つまり、どのようなリスクを管理し低減しようとしているのか、それが十分になされているかという点を踏まえ、制度そのものの改善の必要性について検証、評価を行い、その内容を公表することにより説明責任を果たすとともに、監査や議会の皆様からのご意見もいただきながら、各制度の機能向上に努めることで、行政事務の適法・適正な執行を確保していきたいと考えております。

以上

質問要旨 業務の可視化を進める為、本年のRPAやAIの活用は、どの部署でどの様に活用されているか。また次年度以降他部署で展開されるのか。

---

### 答弁要旨

RPAにつきましては、国保年金課の保険料未納者への納付書及び催告書の自動作成、納税課の預貯金調査結果システム入力の自動化、生活衛生課の廃業届、営業届システム入力の自動化など 11 課、18 事務で活用しています。またAIにつきましては、市民からの問合せに自動応答するAI案内サービス、こども入所支援担当の保育所等入所選考事務、研修などで発言を音声認識し、文字表示する聴覚障害者向け情報保障事務で活用しています。

次年度以降も、業務改善を進めていくなかで、新たな事務にもRPAやAIの導入を検討してまいります。

以上

質問要旨 監査指摘の施策評価、事務事業シートのブラッシュアップ、3E視点(有効性・効率性・経済性)の欠如について今後どのように改善を図っていくのか。

---

### 答弁要旨

本市の行政評価については、施策評価と事務事業シートの連携強化などに取り組むとともに、監査委員からのご指摘なども踏まえながら目標指標を再設定するなど、これまでも、より <sup>適正な</sup> 制度となるよう改善を行ってきたところ です。

今後、新規事業については事業開始から一定期間経った後に、ゼロベースでの施策効果の点検を実施するなど、監査委員ご指摘の3Eの視点も踏まえながら、評価の向上に努めてまいります。

あわせて、職員一人ひとりが行政評価の趣旨を理解し、意識とスキルを高めていけるよう職員研修にも取り組んでまいります。

以上

質問要旨 監査から指摘のあった「前例踏襲・不作為・

指示待ち等の悪しき組織風土」、「組織間等のコミュニケーション不足による連携機能不全」については今後どのように改善を行うのか。

---

### 答弁要旨

監査から指摘を受けております「前例踏襲・不作為・指示待ち等の悪しき組織風土」、「組織間等のコミュニケーション不足による連携機能不全」については、行政組織の構造的特性を踏まえつつ、粘り強く改善に取り組んでいく必要があると考えております。

監査におかれては、<sup>(委員)</sup>具体的な事例を取り上げながら改善の視点をご指摘いただく「事例集」を取りまとめていることから、それらを活用し、必要に応じて関連するマネジメントの仕組みそのものの改善を図るほか、内部統制の基本要素である統制環境、すなわち職員の意識改革と行動変容に向けた研修などの取組を実施することで、困難な問題に立ち向かえる組織の実現に向け、ガバナンスの強化を図ってまいりたいと考えております。

以上

質問要旨 職員の作業の負担感に繋がらない実質的な効果を得るものでなければならず、自治法上の内部統制をどう進めるのがいいのか難しいとのことであったが、その問題点は解決したのか。

---

### 答弁要旨

先ほど御答弁申し上げたとおり、地方自治法上の内部統制では、主として、財務に関する事務の管理と執行が法令に適合し、かつ、適正に行われることを確保することを目指して策定するものとされておりますが、本市の内部統制制度におきましては、財務に関する事務にこだわることなく、既存の本市の様々な評価などの取組にリンクした形での内部統制制度の構築を進めており、職員の作業の負担感にはつながらないように努めてまいります。

以上

質疑要旨 内部統制の本市の明確な手法、取り組み方  
についての見える化はどのように取り組むのか。

---

### 答弁要旨

内部統制制度を構成する各制度の検証内容や見直し結果を集約するとともに、個別の重大事案等が発生した場合は、その対応等も合わせて報告書を作成し、市議会や市民へホームページなどにより公表してまいりたいと考えております。

以 上

別府議員 2007 作成部局 健康福祉局 No.1

質問要旨 消耗品の在庫の管理及び報告ができない理由と、今後の対応について。

---

答弁要旨

動物愛護基金で購入したパンフレット等の消耗品につきましては、管理台帳を設けて、使用の都度カウントしながら適切に在庫管理をしており、その状況に基づいて、翌年度必要な経費を予算要求しております。

なお、その在庫管理の状況につきましては、昨年度も10月28日に開催いたしました動物愛護管理推進協議会において報告しており、今年度も次回の協議会で報告する予定でございます。

以上

(医務監答弁)

別府議員 2008 作成部局 健康福祉局 No.1

質問要旨 市民が依頼した場合に、引き取る場合と引き取らない場合があるが、取り扱いの違いの理由は。

また、引き取りの際に殺処分への了承を求めているが、センターでの引き取りは殺処分を行うためなのか。

答弁要旨

議員ご指摘の事例について申し上げますと、所有者不明の母猫から離れた離乳前の子猫については、捨てられた場所に放置すると餓死する恐れがあるため、依頼があれば、引き取ることにしておりますが、離乳前の子猫にミルクをあげることは難しいため、安楽死処分の可能性について説明し、了承していただいたうえで、動物愛護センターでの引き取りを行っております。

ご指摘のように殺処분을前提として、了承を求めているものではございません。

以上

別府議員 2009 作成部局 健康福祉局 No.1

質問要旨 猫を引き取る場合と引き取らない場合のルールの有無について。

---

### 答弁要旨

猫を引き取る際の判断につきましては、飼い主がいる場合と、いない場合でその対応が異なります。

飼い主がいる場合は、動物愛護管理法施行規則第21条の2に規定されている「引き取りを拒否できる事由」に基づき、引き取りの可否を判断いたします。

一方、飼い主がいない場合は、成猫につきましては、飼い猫かどうかの判断が難しいため、引き取りは行っておりませんが、子猫につきましては先程申し上げましたとおり、捨てられた場所に放置すると餓死する恐れがあるため、引き取りを行っております。

以上

別府議員 2010 作成部局 健康福祉局 No.1

質問要旨 動物愛護基金の使途はホームページに掲載  
されているが、併せて成果も報告すべきではないか。

---

### 答弁要旨

動物愛護基金を活用した事業につきましては、今年の9月から、事業ごとの使途についてホームページ上に掲載しております。

一方、成果につきましても、毎年、ホームページに掲載している事務事業シートに記載しており、目標指標として「動物に起因する苦情・相談件数」や「所有者の判明しない猫の引き取り数」を設定する中で、事業成果の点検を行っているところです。

なお、今後はホームページ上の動物愛護基金のサイトから事務事業シートにリンクさせることにより、成果の見える化を図ってまいります。

以上

(医務監答弁)

別府議員 2011 作成部局 健康福祉局 No.1

質問要旨 野良猫の調査を町丁別に行って情報公開し、  
着実に地域猫の減少につなげるべきだと思うがどうか。

答弁要旨

路上死の猫の件数が減少傾向にあることから、それに比例する野良猫の数についても、同様の傾向にあると推測しておりますが、ご提案の町丁別の調査は、野良猫の所在を確認することができないため、難しいと考えております。

今後は、地域との連携を深めていく中で、野良猫に関する情報収集に努めるとともに、TNR 活動に理解を深めていただけるよう、周知に努めていきたいと考えています。

以上

質問要旨 未接道の流通性が乏しい物件の固定資産税の課税については、所有者負担が実際の資産に伴うような評価替えを行えないのか。

---

### 答弁要旨

未接道の土地の評価につきましては、総務大臣が定める固定資産評価基準において、最寄りの路線価を基準として、道路からの奥行きが長くなることや通路を開設することが困難なこと、未接道であることなどを考慮し、近傍の標準的な宅地と比較して、5割から7割の価値を減ずる仕組みとなっております。

このように、未接道の流通性が乏しい土地の評価につきましては、制度上、その状況に応じて価値を減ずる評価方法が採用されており、本市におきましても固定資産評価基準に基づき適正に評価を行っております。

以上

質問要旨 未接道で流通性の乏しい物件は、最終的に  
どのような方向に導いていくのか。

---

### 答弁要旨

最終的には、無接道など流通が難しい土地であっても、次の2つの方法をもって再度市場に流通させる環境を目指すこととしております。

まず一つ目として、建築基準法の特例許可により再建築を可能とする方法で、老朽危険空家がある場合は、必要となる測量や図面の作成等について、30万円を上限に補助する制度を設けております。

次に二つ目として、隣地との統合等による敷地の再編により接道を確保する方法で、平成30年度に創設した隣地統合促進事業を令和2年度から市域全体に拡大しております。

こうした制度の活用も含め、12月から尼崎市空家バンクの登録条件を、古い空家や流通が難しい土地も対象となるよう改定したところであり、民間事業者とも協力しながら、流通を目指していく考えでございます。

以上

質問要旨 空き家を早く解体する事で土地の固定資産税が3年間軽減措置を適用するという対策はお考えではないでしょうか。

---

### 答弁要旨

不動産の流通があまり多くない地方都市では、空家除却後の土地の固定資産税の減免制度を設けている事例がありますが、その目的は、建物除却後すぐに土地処分や活用が見込まれず、空き地のまま管理せざるを得ないケースを想定しているものであります。

一方、本市のような都市部においては、除却後の跡地利用の需要が比較的に見込まれるため、固定資産税等の減免が土地所有者にとって、インセンティブにならないと考えております。

こうしたことから、本市では、減免制度の導入は考えておりませんが、除却補助による費用負担の軽減を行うことで、管理不全空家等の抑制に努めてまいりたいと考えております。

以上

質問要旨 老朽空家に係る除却補助金については、現在年2回募集しているものを、件数を増やし、通年で  
行うべきではないか。

---

### 答弁要旨

令和3年度より開始しました老朽空家に係る除却費補助制度は、不良度の高い空家を対象としたもので、令和3年度は6月と9月にそれぞれ1か月の申請期間を設けて募集を行いました。

〔問〕の 申請期間を設けた理由としては、建物の不良度や周辺への影響について審査を行い、状態の悪いものから優先的に補助の対象とするためでございます。

そのため、次年度以降も申請期間を設けて募集を行う考えでございますが、申請状況を見ながら、件数を増やすことや、募集方法について、検討していきたいと考えております。

以上